

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、持株会社体制のもと、事業会社が加工食品、水産・畜産、低温物流およびバイオサイエンス等の多岐にわたる事業を展開しております。当社の取締役会が当社グループの戦略を立案し、事業会社の業務執行を監督するという構造を採り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現を重要な経営課題と認識し、取締役会の監督のもと、適切な資源配分、意思決定の迅速化、コンプライアンスの徹底を推進するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

なお、当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しております。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組みならびに取り組み方針を取りまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

http://www.nichirei.co.jp/ir/pdf_file/inews/20151030_1.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供)

当社は、アニュアルレポート、決算短信の要約版、決算説明会資料を英訳して開示しておりますが、今後はコーポレートガバナンスに関する基本方針にも広げることを検討し、英訳の情報開示を充実させてまいります。

(補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要)

取締役会は、意思決定の有効性を担保するために、必要に応じて外部専門家の支援を受けながら、平成27年度より取締役会の運営状況等に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

政策保有株式については、取引・協業関係の維持・強化等を通じて当社の企業価値向上に資すると判断した場合のみに保有します。また、取締役会で毎年、取引・協業関係の状況を検証し、保有意義が薄いと判断する株式は売却します。

政策保有株式の議決権行使については、すべての議案内容を確認し、投資先企業が次のいずれかの項目に該当する場合には、個別に精査したうえで判断します。

- (1) 株主価値の毀損に繋がる行為がある場合
- (2) 長期にわたり業績や株価が著しく悪化し、回復の見込みがない場合
- (3) その他議案に賛成することに重大な疑義がある場合

(原則1-7 関連当事者間の取引)

役員との利益相反・競業取引は、当該取引の開始前に取締役会で審議を行い、取引後の結果について取締役会で報告しております。

また、役員以外の関連当事者との取引は、取締役会規程をはじめとする当社の規程において、重要な取引(株式の購入・資金の借入れ・子会社等が資金の貸付を受ける際に当社が行う債務保証等)についての基準を設定しており、当該基準に基づき、取引の重要度に応じて取締役会等の手続きを経たうえで取引をしております。

なお、当社と役員及びその近親者・傍系会社との取引は、毎年定期的に確認をしております。

(原則3-1 情報開示の充実)

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

以下自社ウェブサイトを開示しております。

・経営理念 <http://www.nichirei.co.jp/corpo/management/rinen.html>

・経営戦略、経営計画

<http://www.nichirei.co.jp/corpo/strategy/>

http://www.nichirei.co.jp/ir/t_medium/

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「I 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

また、基本方針は、上記「I 1. 基本的な考え方」にリンクを記載しております「コーポレートガバナンス基本方針」(当社ホームページに掲載)をご参照ください。

- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部と取締役の報酬は基本報酬と賞与で構成され、基本報酬については第三者機関の意見を取り入れて作成された報酬基準表に基づく固定報酬にて支給しております。賞与についても第三者機関の意見を取り入れ、当社グループの全体業績ならびに各役員が担当する事業の業績予算達成率及び個別の定性的評価をもとにした業績連動の考え方に基づき、支給しております。社外取締役については固定報酬の

みとし、賞与は支給していません。なお、取締役の報酬額と賞与の総支給額は、株主総会において決議された総枠の範囲内としております。また、当社は役員退職慰労金制度を平成18年6月に廃止し、現行の報酬体系が適切であると考えているため、現時点では株式報酬型ストックオプションを導入していません。

当社は、取締役会の諮問委員会として報酬諮問委員会を設置しており、同委員会は代表取締役社長、常勤監査役と社外取締役を構成員として原則年1回開催し、報酬制度、報酬水準、報酬の妥当性等について審議のうえ、取締役会へ答申いたします。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名については、候補者の知識・能力・経験・功績・属性・人格等を総合的に勘案のうえ、法定および当社の規程で定められた手続きによって実施しております。
当社は、取締役会の諮問委員会として指名諮問委員会を設置しており、同委員会は代表取締役会長・社長、常勤監査役と社外役員（取締役・監査役）を構成員として原則年2回開催し、候補者として適切な人材や後継者育成計画等について審議のうえ、取締役会へ答申いたします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者については、指名諮問委員会が審議のうえ、取締役会において議案の提案者または代表取締役より候補者の経歴・能力・功績等個々の理由について説明をしております。また、独立社外役員候補者については、独立性に問題の無い旨も併せて説明しております。
なお、取締役および監査役候補者の選任についての説明は、定時株主総会の招集通知において記載しております。

(補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲)
取締役会は、会社法上の決議事項、経営理念・中期経営計画・経営方針・予算の決定、各種方針・ポリシーおよび重要な規程の改廃、重要な役員人事などの最重要事項に範囲を限定して意思決定を行っております。上記以外の重要事項については、執行役員で構成する経営会議に権限を委譲し、執行役員が喫緊および将来的な経営課題に取り組めるように、業務執行と経営監視機能を分離しております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)
独立社外取締役は専門分野で個々の高い資質を備えており、取締役会及び主要な諮問委員会への出席、または事業所の訪問等を通じて、必要に応じて専門的な見地から発言することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう努めております。
また、当社は定款で定められた員数(11名)の内、3名の独立社外取締役を選任しておりますが、今後も複数名の独立社外取締役を選任する方針としております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社の「コーポレートガバナンス基本方針 第3章 コーポレートガバナンス体制 3. 独立性基準」をご参照ください。

(補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模等に関する考え方)
当社の「コーポレートガバナンス基本方針 第3章 コーポレートガバナンス体制 1. 取締役会・取締役」をご参照ください。

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況)
取締役・監査役が他の上場会社等の役員を兼任する状況については、毎年6月の取締役会の報告事項として共有し、その範囲の合理性についての監督に努めております。また、兼任する会社が上場会社の場合及び一般社団法人の会長職等兼任先において重要な任務に就いている場合には、事業報告の「会社役員に関する事項」及び有価証券報告書の「役員の状況」において開示しております。

(補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
取締役または監査役が新たに就任する際は、会社法およびその他の関連法令、経営戦略、財務分析などに関する研修を必要に応じて行い、就任後も法改正や経営課題に関する研修を適宜実施します。また、社外役員に対しては、当社グループの事業概況の説明や主要拠点の視察を必要に応じて実施します。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備・取り組みを行います。

- (1) IR専任部署の設置
- (2) IR専任部署管掌役員による経営企画、総務、財務、経理、法務部門の管掌と各部署の連携強化
- (3) 代表取締役および各事業会社担当取締役による決算説明会(年2回)の実施
- (4) IR専任部署による投資家説明会、施設見学会、取材対応の実施
- (5) 外部調査機関による株主等への調査および取締役会でのフィードバック
- (6) グループインサイダー取引管理規程に則った株主との対話の実施

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	24,411,000	8.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,780,000	7.70
日本生命保険相互会社	11,489,055	3.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,733,000	3.29
株式会社みずほ銀行	8,630,731	2.92
第一生命保険株式会社	5,716,000	1.93
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	5,598,550	1.89
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,530,000	1.87
株式会社日清製粉グループ本社	5,439,500	1.84

農林中央金庫	5,350,400	1.81
--------	-----------	------

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

資本構成について特に補足すべき事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
判治 誠吾	他の会社の出身者											
三品 和広	学者											
谷口 真美	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
判治 誠吾	○	——	長年にわたり会社経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
三品 和広	○	——	主に経営戦略とオペレーションズマネジメントをテーマとした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる

			おそれがないと判断しております。
谷口 真美	○	——	ダイバーシティ・マネジメントやグローバル・リーダーシップをテーマとした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役にご就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	9	0	2	3	0	4	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明	更新
------	----

上記、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の「（原則3－1 情報開示の充実）」をご参照ください。

（「その他」の属性）
 指名諮問委員会： 社内監査役1名、社外監査役3名、委員長：社外監査役
 報酬諮問委員会： 社内監査役1名

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5 名
監査役の実数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社は、監査役、会計監査人および当社グループの内部統制部門である経営監査部による監査実施状況等の定期的な連絡会議を開催しております。また、監査役は必要に応じて会計監査人の監査現場に立会いしております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齊田 國太郎	弁護士													
植野 道雄	他の会社の出身者							△						
岡島 正明	その他													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊田 國太郎	○	――	法曹界の出身者であり、法律の専門家としての知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役にご就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
植野 道雄	○	社外監査役の植野氏は、過去に当社の主要な取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現・株式会社みずほ銀行)の業務執行者として勤務しておりました。	長年の銀行業務および経営者としての豊富な経験により培われた企業経営に対する高い見識と監督能力を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役にご就任いただいております。また、植野氏は、平成16年3月まで、当社の主要な取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現・株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、同行からの借入依存度は突出しておらず、当社に対する影響度は希薄であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
岡島 正明	○	――	行政分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役にご就任いただいております。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

上記、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の「(原則3-1 情報開示の充実) (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
有価証券報告書においては取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)および社外役員に区分して各々の総額を開示しております。また、事業報告において取締役および監査役に区分して各々の総額を開示し、社外取締役および社外監査役の報酬を内書きしております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

上記、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の「(原則3-1 情報開示の充実) (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会の資料は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に配布しています。
なお、独立社外取締役や独立社外監査役の指示を受けて会社の情報を的確に提供できるよう社内との連絡・調整が必要となる場合には、担当秘書が窓口となり、社内の関連部署と必要な連携が取れるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

上記、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の「(原則3-1 情報開示の充実)」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

持株会社体制において多様な事業を展開するうえで、当社は機関設計として監査役会設置会社を採用しております。当社は、定款で定められた員数(11名)の内、3名の独立社外取締役、また、同じく定款で定められた員数(5名)の内、3名の独立社外監査役を選任しております。
取締役会と監査役会は効果的に連携を図ることで、業務を執行する執行役員を適切に監視・監督しております。また、取締役会の意思決定事項を法定事項及び当社独自の基準で定めた事項に限定する一方、意思決定事項の多くを執行役員を構成員とした会議体である「経営会議」に委譲し、取締役会は最重要事項の意思決定と執行役員の業務執行の監督に専念しております。
そして、当社グループの事業特性を熟知している当社の常勤監査役と各事業会社の常勤監査役が協働し、年間を通じて主要事業所の往査を行っており、事業所の状況を直接往査した監査役が、各事業の実情に即した監査上の指摘を行っております。さらに、往査実施後、各監査役は監査役会及び代表取締役に対して往査により把握した問題や課題を報告し、監査機能の強化を図っております。また、当社の独立社外監査役は、取締役会、監査役会のみならず、取締役会の主要な諮問委員会に出席して発言を行うとともに、常勤監査役の往査に適宜同行しております。
以上のとおり、業務執行と監視・監督機能の分離及び執行役員に対する責任と権限の委譲と意思決定プロセスの透明性の確保、並びに監査役会設置会社による監査機能の最大限の発揮により、コーポレートガバナンスの強化・徹底に取り組んでおります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が株主総会の議案を十分に検討できるように、会社法の規定にかかわらず、株主総会招集通知を遅くとも3週間前迄に発送するよう努めております。 また、招集通知の発送前に、株主総会招集通知の議案を決定する取締役会の決議後、速やかに当社ホームページに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成13年6月開催の定時株主総会より実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	証券代行機関が開発したウェブサイトを利用し、電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び期末決算後に開催しております。主要事業の戦略とその進捗状況や、業績見通しの説明のほか、質疑応答の時間を設けております。また、第1・第3四半期については、決算内容の説明と質疑応答を中心とした電話会議を開催しております。 なお、主な質疑応答については、当社ホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米及び欧州を中心に機関投資家を毎年訪問し、経営戦略や今後の業績見通し等の説明などに関する意見交換を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「株主・投資家情報」サイトをご参照ください。 http://www.nichirei.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	詳細につきましては、当社の「コーポレートガバナンス基本方針 第2章 ステークホルダーとの関係」をご参照ください。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動としてニチレイグループ「6つの責任」を策定し、グループ一体となってCSR活動を推進しております。環境保全活動につきましては、地球温暖化防止、持続可能な資源循環の推進、自然との共生を3つの重点課題とし、取り組んでおります。これらCSR活動や環境保全活動の詳細につきましては、「CSRレポート」又は当社ホームページをご覧ください。(http://www.nichirei.co.jp/csr/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、様々なステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築することを目的として、ステークホルダーに必要と考えられる情報を、法定開示および任意開示の両面において、迅速性、正確性、公平性に配慮して伝達することとしております。 株主との建設的な対話を行ううえで有用となる情報については、非財務情報も含め、ホームページやアニュアルレポートといった様々なツールにより、適切かつタイムリーな開示に努めております。

その他

当社グループでは、ダイバーシティの推進（異なる属性〔性別、年齢、国籍等〕や異なる発想・価値を認め、従来と異なる新しい考え方や価値意識を受け入れるだけの許容力を、企業革新の原動力の一つに変えること）を通じて人材の確保、従業員の働きがい・生きがいの向上、さらには新たな発想や価値の創造の実現が可能となるとの考えの下、社内にダイバーシティ推進協議会を設置し、女性の活用を含む多様性の確保を推進しております。女性の活用に関しましては、法を上回る育児休業期間（最大2年まで）や在宅勤務制度の導入等を通じて制度面の充実を図っております。また、特例子会社(株)ニチレイアウラを設け、障害者雇用の拡大にも努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を図るため、内部統制システムを整備・運用していくことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」として、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めておりますが、経営環境の変化等に対応するために毎年見直し、改善に努めてまいります。

<当社の内部統制システムの基本方針>

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの企業経営理念および行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。
- (2) 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備・運用・定着、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、各事業会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通してグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
- (3) 当社は、グループ経理基本規程に基づき、ディスクロージャーの迅速性・正確性・公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業内容の透明性を高める。
- (4) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、グループ内部監査規程に基づき、グループ各社の内部統制システムに関する監査を実施する。
- (5) 当社は、グループ内部通報規程に基づき、企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護する内部通報制度（ニチレイ・ホットライン）を設け、違反行為の早期発見と是正に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。
- (6) 当社は、取締役会規程・職制規程などの社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を法令および取締役会規程、グループ文書管理規程、情報セキュリティ管理規程などの社内規程に基づき適切に記録・保存・管理・維持する。
- (2) 当社は、グループ経営規程、グループ付議・回議規程その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
- (3) 当社の取締役および監査役は、当社各部門が電磁的に記録・保存・管理・維持する職務の執行に係る情報を直接、閲覧・謄写することができる。
- (4) 当社の取締役および監査役から要求があるときは、当社各部門は速やかに指定された情報・文書を提出し、閲覧に供する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループリスク管理規程に基づき、グループリスクマネジメント委員会においてグループ全体のリスクの識別・評価を行い、グループのリスクマネジメントサイクルの仕組みを整備する。
- (2) 当社および各事業会社は、リスクマネジメントサイクルに基づき、企業活動に関連するリスクに対してはその内容に応じて、それぞれ自主的かつ主体的に対応するとともに、重要な事項については持株会社の取締役会等へ報告のうえ対応を協議する。
- (3) 当社は、グループ危機管理規程に基づき、災害・事故・事件等の事業継続に関わる危機発生時に迅速かつ適切に対処する。

4. 上記1. から3. までは掲げる体制のほか、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として、ニチレイグループのミッション・ビジョンの実現に向け、グループ戦略の立案・決定・遂行、経営資源の適正な配分、グループ全体に対するモニタリング・リスクマネジメントの実施、ならびに株式公開会社としての責任を遂行する。
- (2) 当社は、CSR本部として、取締役会のサポートを行うコーポレートスタッフ部門、グループのモニタリング機能を果たす内部監査部門、グループの研究開発ならびに品質保証を担当する部門で構成する。
- (3) 各事業会社は、独立会社としての一切の機能（企画、開発、生産、販売、管理などの一連の経営機能）を取り込み、各代表取締役社長の執行権限により組織の自立性を高め、市場から要求されるスピードに対応できるように環境適応力を高める。
- (4) 当社および各事業会社におけるグループ間取引は、会計原則・税法その他の規範に基づき適正に行う。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方ならびにそれを確保するための体制

当社は、企業の社会的責任を強く認識して、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する屈服や癒着を固く禁じ、かつ、これらの勢力へは、毅然たる態度で対応する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の監査補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役会からの要請があった場合に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に留意し、取締役と監査役が協議のうえ決定する。

7. 監査役に報告するための体制

- (1) 取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 取締役および使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況および結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (3) グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役および使用人、ならびにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役に報告する。
- (4) 当社および各事業会社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、保護する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、取締役会への業務執行状況報告とは別に、監査役会に対して定期的に業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を充分果たせる仕組みを整備する。

(2) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

(3) 当社は、監査役の職務執行について生じる費用に関して、各監査役から請求があった場合、特に不合理でない限り、速やかに前払いまたは償還に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社グループは、企業の社会的責任を強く認識して、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対する屈服や癒着を固く禁じ、かつ、これらの勢力や団体へは、毅然たる態度で対決していくことを行動規範に定めております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

上記の行動規範および反社会的勢力への利益供与等を一切行わないことを記載した対応事例集をグループ企業倫理データベースに掲載するとともに、日常リスク対応マニュアルを制定し、事案発生時には同マニュアルに則った適切な対応ができるように教育・研修を実施しております。

また、人事総務部において、不当要求の情報収集や管理等を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株券等について買収提案者が現れた場合に、当該提案に応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様

に委ねられるべきものであると考えております。
しかし、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、当該買収提案者の買収提案に関する十分な情報が株主の皆様

2. 買収防衛策導入について

当社グループは、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界各国にて事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員及び取引先などとの間に築かれた関係についての十分な理解が必須となりますが、買収提案がなされ、株主の皆様が当該買収提案に応じるか否かの判断をする場合においても、当社の株式の価値を適正にご判断されるために、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めてはおりますが、買収提案がなされた場合に、買収提案者に

以上を勘案し、当社は、平成25年5月7日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下、本適正ルール）の継続について決議し、平成25年6月25日開催の当社第95期定時株主総会において、本適正のルールの継続について株主の皆様の承認を得ております。

本適正ルールは、新株予約権の無償割当てを用いた事前警告型の買収防衛策であり、その特徴は次のとおりであります。

- (1) 本適正ルールは、当社の支配株式等（20%以上）の取得を企図する者を買収提案者としております。
- (2) 本適正ルールにおいて、買収提案に対する対抗措置発動・不発動の中立性を担保するため、買収提案者が本適正ルールの手続に違反しているか否か、および当該買収提案が基本方針等に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものであるか否かの検証については、取締役会とは別に、独立性の高い委員から構成される独立委員会においても行われるものとしております。
- (3) 独立委員会は、当社の社外役員または学識経験者等の中から取締役会決議で選任される3名以上の委員で構成されるものとし、独立委員会の任期は1年としております。
- (4) 本適正ルールのもと、取締役会が、発動時に株主の皆様
- (5) (4)以外の場面で対抗措置が発動される場合には、株主総会の決議を通じて、株主の皆様
- (6) 本適正ルールの有効期間は3年間とし、その更新にあたっては、株主総会の承認を得るものとしております。

本適正ルールの有効期間は3年間とし、その更新にあたっては、株主総会の承認を得るものとしております。

なお、本適正ルールの詳細につきましては、当社ホームページ「IRニュース」コーナー

(http://www.nichirei.co.jp/ir/pdf_file/irnews/20130507_4.pdf)に掲載する平成25年5月7日付け『「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ』をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、様々なステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築することを目的として、ステークホルダーに必要と考えられる情報を、法定開示および任意開示の両面において、迅速性、正確性、公平性に配慮して伝達することを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

（情報収集プロセス）

適時開示すべき情報を網羅的に迅速に収集するため、適時開示基準を当社の「グループ付議・回議基準」に制定するとともに、重要事実が発生した場合の対応を「グループインサイダー取引管理規程」に定め、従業員への周知徹底を図っております。

当社のCSR本部各部署は、日頃から子会社と連携して情報収集にあたり、重要な事象が発生した場合は情報取扱責任者及び開示担当部署に報告する体制としております。

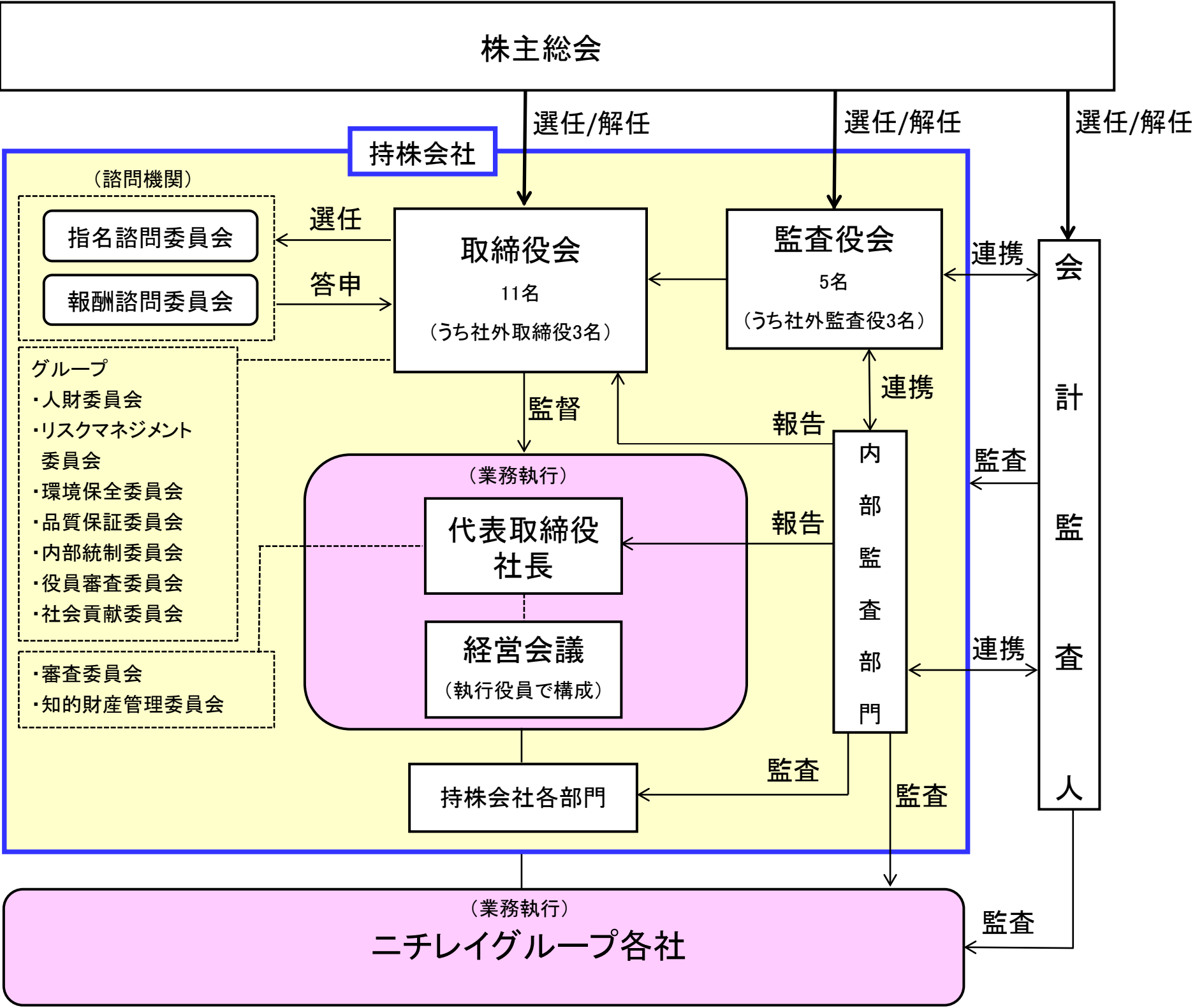
（分析・判断プロセス）

情報取扱責任者及び開示担当部署は、収集された情報の内容を確認・分析し、必要の都度、顧問弁護士や会計監査人に確認のうえ代表取締役へ報告します。適時開示が必要と判断した際は、適時開示資料の適法性や正確性を確保したうえで、取締役会へ付議します。

（公表プロセス）

取締役会で適時開示の内容等を決定し、開示担当部署が公表の手続きを実施します。

(1)コーポレート・ガバナンス体制 模式図



(2)適時開示体制 模式図

